



令和4年3月10日発行 (毎月1回10日発行)

函館商工会議所報

と も え

2022
3
No.458



CONTENTS

巻頭特集

中小企業向け

「令和4年度 税制改正のポイント」

会員NOW..... P 6

商工会議所会員向け保険制度のご案内 P 7

会議所のうごき P 8



函館
の
ある
街
世界遺産

**われわれ 「HAC 友の会・はこだて」 は
北海道エアシステムを応援しています！！**



ATR42-600型機(48席) ※写真は3号機

就航地：札幌(丘珠)、函館、釧路、女満別、利尻、奥尻、三沢(八戸)

HAC 友の会・はこだてとは、「道民の翼」をモットーとする、地域航空ネットワークの維持と発展を願い、市内の様々な企業の集まりにより設立された任意団体で、函館圏域にとっても大変重要かつ欠くことができない航空路線である HAC を支援すべく、HAC 利用促進の普及はもちろんのこと、「函館ウェルカム・ロードの会」の主催のもと、道道函館空港線の植栽事業をはじめ様々な活動を展開しております。

HAC 友の会・はこだて

事務局：函館市若松町 7 番 15 号(函館商工会議所内)

TEL(0138)23-1181／FAX(0138)27-6192



■今月の表紙

「サル山温泉のニホンザル」

写真は、函館市熱帯植物園で温泉につかるニホンザルを撮影した一葉です。

同園では、野外の寒さや風雪をしのぐため、毎年12月1日から5月5日までの期間限定で、サル山のプールに温泉を引き入れ、のんびりとお湯につかって温まるサルたちの憩う姿が見られます。サルたちの愛くるしい表情やしぐさは、来園者からどこかユーモラスでかわいらしいと好評で、冬の風物詩の一つとして市民にも親しまれています。



CONTENTS

2 特集 中小企業向け 「令和4年度 税制改正のポイント」

4 中小企業相談所だより

- 北海道事業承継・引継ぎ支援センター函館サテライト「事業承継専門相談」実施のご案内
- 「働き方改革」専門相談をご活用下さい！
- 2022年新入社員セミナー
- 個別専門相談のご案内

6 会員NOW

- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道職業能力開発促進センター函館訓練センターポリテクセンター函館：地域のニーズに応えられる公共サービスを目指して！

7 商工会議所会員向け保険制度のご案内

8 会議所のうごき

- 農水産部会幹事会
- 総務委員会
- 北海道商工会議所連合会 正副会頭・委員長による政策懇談会
- 新型コロナウイルスワクチン職域追加接種(3回目)実施について

10 ご案内

- 事業復活支援金
- まん延防止等重点措置協力支援金
- 本所青年部・女性会、支所青年部・女性部入会のご案内
- はこだて検定学習ツールリニューアルのお知らせ
- 令和4年度定期健康診断割引制度のご案内

14 新入会員のご紹介

15 連載コラム 職場のかんたんメンタルヘルス

- 「同感と共感の違いを明確に」

言葉の力「躍進」

16 青森商工会議所会員事業所のご紹介

- NPO法人 青森県就労支援事業者機構

広告掲載企業

H A C 友の会・はこだて
大同生命保険(株)北海道支社函館営業所
(株)NTT東日本一北海道北海道南支店
(英)英知国際特許事務所
五稜郭タワー(株)
(独)中小企業基盤整備機構北海道本部
(株)シマデン産業
龍文堂印刷(株)
(一財)あんしん財団
(有)岡部広告室
(有)丸義工建
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
全国健康保険協会北海道支部
函館市保健福祉部健康増進課
函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会
セミナー動画配信
定期健康診断のご案内

表紙裏
裏表紙裏
裏表紙
段下
段下
段下
段下
段下
折込
折込
折込
折込
折込
折込
折込
折込
折込

中小企業向け 「令和4年度 税制改正のポイント」

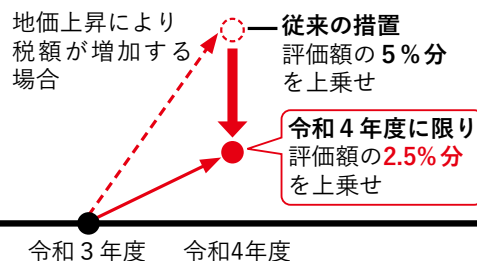
去る12月10日、令和4年度与党税制改正大綱が公表されました。本特集では、コロナ禍における事業継続や新たな成長、ビジネス変革等への挑戦、地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置について、中小企業向け令和4年度税制改正のポイントを分かりやすく解説してご紹介いたします。

～ポストコロナに向けた、中小企業の事業継続と新たな成長への挑戦、地方創生を後押しする税制が実現！～

I. コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置

1 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

令和4年度に限り、地価が上昇した商業地等について、前年度の課税標準額への上乗せ分を評価額×2.5%（現行：評価額×5%）とし、**固定資産税額の上昇分を半減**



2 交際費課税特例の延長（2年）

中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用

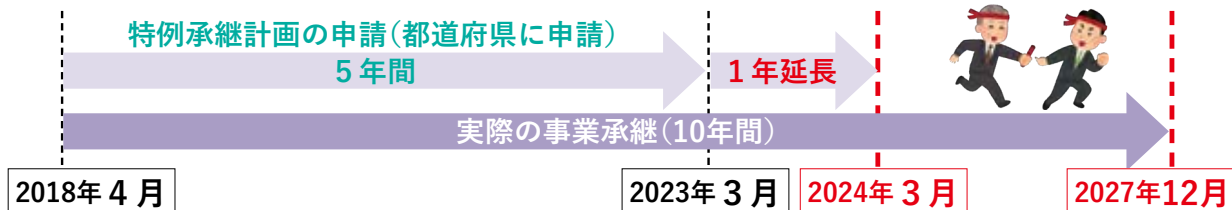
※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当

※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用化



3 法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長（1年）

法人版事業承継税制（特例措置）適用の前提となる**特例承継計画の提出期限を2024年3月まで延長**



II. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

1 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能



2 中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

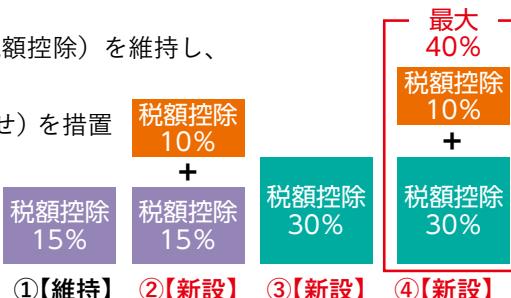
適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長

現行制度（給与等支給総額が対前年比**1.5%以上増**で増加額の**15%**を税額控除）を維持し、

- 給与等支給総額が対前年比**2.5%以上増**で増加額の**30%**を税額控除
- 教育訓練費が対前年比**10%以上増**で増加額の**10%**を税額控除（上乗せ）を措置（**最大40%の税額控除**）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

- …給与等支給総額が対前年比**1.5%以上**増加の場合
- …給与等支給総額が対前年比**2.5%以上**増加の場合
- …教育訓練費が対前年比**10%以上**増加の場合



3 オープンイノベーション促進税制の延長（2年）・拡充

スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除

対象となる株式の保有期間を**3年（現行5年）に短縮**

大企業・中小企業とスタートアップ企業との連携を促進

出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以後の期間に係る要件（現行：10年）について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は**設立後15年未満まで拡充**

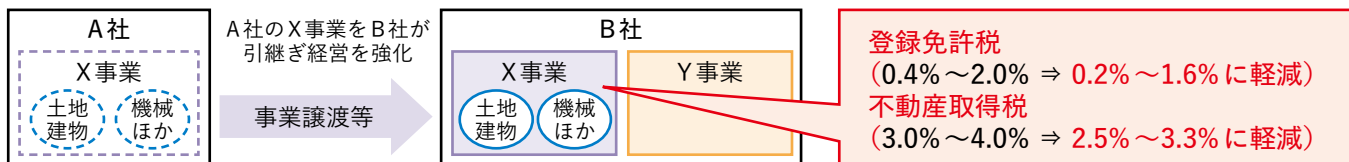
4 5G導入促進税制の延長

5G基地局の整備や、企業等が限られたエリアで構築する「ローカル5G」への投資について、取得価額の15%の税額控除または30%の特別償却ができる措置を3年間延長（ただし控除率は段階的に見直し）
ローカル5G事業者に関し固定資産税の課税標準を1/2にする措置を2年間延長（ただし対象資産の取得価額要件を2億円以下（現行：3億円以下）に引き下げ）

中小企業も「スマート工場」の整備などで活用可能

5 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（2年）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を2年間延長



6 創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

認定特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際の株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置を2年間延長

Ⅲ. 地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置

1 地方拠点強化税制の延長（2年）・拡充

本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置を2年間延長

- 設備投資減税（オフィス減税）
→建物等を取得した場合に適用
- 雇用促進税制
→新たに従業員を雇い入れた場合等に適用

- ✓対象事業部門に**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）**を追加
- ✓中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が**1名以上増加に緩和**（現行2名以上増加）等

拡充型（地方の企業の本社機能強化）	移転型（東京23区からの移転の場合）
地域再生計画（都道府県作成→国認定）	
特定業務施設整備計画（事業者作成→都道府県知事認定）	
地方拠点強化税制	
オフィス減税	
建物等の取得価額に対し、 税額控除4%又は特別償却15%	建物等の取得価額に対し、 税額控除7%又は特別償却25%
雇用促進税制（税額控除）	(※) 非正規雇用者は控除対象外
初年度のみ：最大30万円/人	初年度：最大90万円/人 3年間計：最大170万円/人

2 ウォークブル推進税制の延長（2年）・拡充

民間事業者等が、①広場等のオープンスペースの創出およびベンチ等の設備の設置、または②店舗等の低層階部分を地域に広く開放した場合、それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額を軽減（5年間1/2）

上記①の適用対象設備に**電源設備・給排水設備・冷暖房設備**を追加

公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となることを明確化

【商店街内の駐車場を広場化】

2013年：コインパーキング



2021年：誰でも使える広場



（福井県福井市・新栄商店街）

Ⅳ. 納税環境整備

1 電子取引における電子保存義務化の2年間猶予

2022年1月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている、電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化について2年間の猶予を実施

これにより、**2023年12月31日までは従前通りの保存が可能に**



詳細は、日本商工会議所ホームページ【URL：<https://www.jcci.or.jp/news/2021/1224154308.html>】をご確認ください。

※本特集は令和3年12月10日現在の情報を基に作成しており、日本商工会議所ホームページに掲載されている中小企業向け解説資料「令和4年度税制改正のポイント」を参考に函館商工会議所の編集責任の下で再編したものです。



金 融 経営改善 税 務 労 務 法 務 新規創業 取引照会 情 報 化 環境対策

などでお悩みはございませんか？どんなことでもお気軽にご相談ください

中小企業相談所だより

北海道事業継承・引継ぎ支援センター函館サテライト

「事業承継専門相談」実施のご案内

～廃業を検討される前にまずはご相談を～

「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」は経済産業省の委託事業として、事業承継に関わる相談等をワンストップで行う公的機関です。4月より函館商工会議所内に「函館サテライト」が設置され、専任のエリアコーディネーターが事業承継に関する様々なご相談に対応し、7月から月に1回の専門相談を実施しております。会社・事業の譲渡を検討したい方だけではなく、会社・事業を譲受したい方も利用可能ですので、どうぞご利用下さい。（相談無料・秘密厳守）

■実 施 日／**3月16日、4月20日（第3水曜日）**

■時 間／ 13:00～16:00（予約制・相談時間50分以内）

■相 談 員／ 同センター 函館エリアコーディネーター **浜鍛冶 省 氏**

■場 所／ 本所2F 同センター函館サテライト相談室

■利 用 方 法／ 商工会議所あて電話またはFAXにてご予約下さい。

なお、本所ホームページからお申込可能です⇒「函館商工会議所 専門相談」で検索

ご予約・お問い合わせ：経営支援課 TEL:0138-23-1181

「働き方改革」専門相談（北海道労働局委託「北海道働き方改革推進支援センター」事業） をご活用下さい！

同一労働同一賃金、最低賃金引き上げ、定年延長、高齢者雇用、生産性向上、雇用関連の助成金、就業規則、人手不足対応などについて対応を進めたい方、商工会議所会員・非会員問わず、事業を営んでいる方はどなたでも利用できますので、お気軽に活用頂き経営にお役立て下さい。（相談料無料、予約制）

相談員 社会保険労務士 **酒井 亮子 氏**（北海道社会保険労務士会函館支部）

相談日 **3月18日（第3金曜日10:00～16:00）**

専門相談実施日の申込については函館商工会議所webサイトを併せてご覧下さい。

ご予約・お問い合わせ：経営支援課 TEL:0138-23-1181

すぐに役立つ
新入社員の基本マナー

2022年 新入社員セミナー

この度、法人会と商工会議所では、主に2022年4月に入社をされる方を中心に新入社員セミナーを開催いたします。
企業にとって、新入社員がより早く社会人として必要な知識を習得し、即戦力として企業に貢献できるように養成することは急務の課題です。本セミナーでは、社会人基礎力（社会人として必要とされる基礎的な心得）をはじめ、すぐに役立つビジネスマナー、コミュニケーションのとり方、仕事の進め方等を学んで頂きます。

社員教育の一環としてご参加・ご活用頂けますようご案内申し上げます。



プログラム

1 オリエンテーション

- ・社会人とは何か？ ・社会人基礎力
- ・社会人の基本心得

2 ビジネスマナーの基本

- ・会社の組織図 ・職場内のマナー
- ・身だしなみ ・挨拶の仕方

3 コミュニケーション

- ・コミュニケーションの基本
- ・職場内コミュニケーション
- ・第一印象からビジネスは始まる

4 話し方と敬語法

- ・話し方と聞き方 ・正しい言葉遣い
- ・気遣いの言葉 ・気になる言葉
- ・敬語のルール

5 信頼される電話応対

- ・感じの良い電話応対とは
- ・電話の受け方、かけ方、取り次ぎ
- ・伝言電話の受け方

6 接客応対のマナー

- ・来客の迎え方 ・案内の仕方
- ・応接室への案内の仕方
- ・名刺交換の基本 ・紹介の仕方

7 仕事の進め方

- ・コミュニケーションの5要素とは
- ・仕事の仕方：Plan Do See
- ・指示の受け方 ・報告の仕方

日 時／令和4年 **3月18日(金)** 10:00～17:00

締 切／令和4年3月11日(金)までにお申込み下さい。

会 場／**函館市民会館 小ホール** (函館市湯川町1-32-1)

受講料／会員1名につき**2,000円**(テキスト・消費税含む)※昼食は各自でご用意ください。
(法人会並びに商工会議所のどちらも非会員企業の方は10,000円)

振込先／北洋銀行函館中央支店 普通預金 600560

定 員／**70名** (定員になり次第締め切らせていただきます)

申込先／〒040-0001 函館市五稜郭町16-13 函館青色会館3階
公益社団法人函館法人会 TEL:54-9369 FAX:54-9368

講 師

- ・国家資格キャリアコンサルタント、人材育成コンサルタント・全米NLP協会認定資格
- ・メンタル心理カウンセラー、産業心理カウンセラー・アングラーコントロールスペシャリスト、行動心理士
- ・マインドリーディングスペシャリスト、マインドケアフルスペシャリスト

有限会社 オフィス・K 代表取締役 藤本 恭子 氏

- 一般社団法人日本色彩心理学マーケティング協会 理事社員
- 函館市医師会看護・リハビリテーション学院 非常勤講師

受講に あたっての お願い

- ※新型コロナウイルス感染症の影響で、日程が変更になる場合があります。
- ※発熱、咳、強い倦怠感、胸部に不快感等の症状がある方は出席をお控えください。
- 37.5度以上(目安)の発熱が見受けられる方は受講をお断りする場合がございます。
(この場合、参加料は頂きませんので、当日でもご連絡ください。)
- ※感染症対策のため、会場にて手指消毒等の対応をいたします。

共催：(公社) 函館法人会、函館商工会議所

個別専門相談ご案内

無料

相談は**事前予約制**となっておりますので、TEL23-1181にご予約願います。

金融個別相談

日本公庫を含む新規または既存借入・借換についてのご相談
実施日／3月16日(火) 10:00～12:00
相談員／日本政策金融公庫函館支店
国民生活事業担当者

商標・特許相談(発明相談)

特許・商標・知的財産、新しい発明・技術・サービス等についてのご相談
実施日／3月23日(火) 11:00～16:00
相談員／英知国際特許事務所 所属弁理士
INPIT 北海道知財総合支援窓口 相談員

法律相談

商取引に関する契約・権利等、企業法務全般についてのご相談
実施日／3月25日(金) 13:00～16:00
相談員／弁護士 堀田 剛史 氏

保証協会個別相談

資金借入・借換等に関する保証制度についてのご相談
実施日／4月12日(火) 10:00～16:00
相談員／北海道信用保証協会
函館支店担当者

経営相談

法人設立、経営改善、事業承継、税務など経営一般についてのご相談
実施日／4月13日(水) 13:00～16:00
相談員／公認会計士 鎌田 直善 氏

IT相談

IT活用投資、テレワーク推進、IT導入補助金などについてのご相談
実施日／4月14日(木) 13:00～16:00
相談員／ITコーディネータ 川田 博仁 氏
ITコーディネータ 市村 淳一 氏



毎月第4水曜日
函館商工会議所にて

無料 発明・商標相談

* 函館の皆様と共に50年 私たちが皆様からのご相談にお答えします *

特許業務法人 **英知国際特許事務所**

所長弁理士 岩崎 孝治
商標部長弁理士 岩崎 良子
弁理士 紀田 馨

所長代理弁理士 七條 耕司
国際部長弁理士 田口 滋子
管理部長 菅野 公則

副所長弁理士 郡山 順
弁理士 氏原 康宏
特別顧問 岡本 清秀 (日本ライセンス協会 元会長)

技術部長弁理士 柴田 和雄
弁理士 鈴木 康裕

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13

TEL: 03-3946-0531 (代) Fax: 03-3946-4340

商標部門【六本木サテライト】 〒106-0032 東京都港区六本木 2-2-2-601

TEL: 03-6206-6479 Fax: 03-6206-6480

【北海道・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部】

<http://www.eichi-patent.jp>



②事業主団体及び事業主等に対する職業能力開発に関する相談・援助（生産性向上人材育成支援センターにおける在職者訓練）

○生産性向上に関する訓練：生産性向上支援訓練

事業主の皆様が行う生産性向上に向けた人材育成を支援するため「生産性向上人材育成支援センター」を開設しています。

あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、企業が生産性を向上させるために必要な知識・スキルを習得する職業訓練です。個別企業の課題に合わせてカリキュラムをカスタマイズする訓練コースや地域のニーズを踏まえた訓練コースを設定し、専門的知見を有する民間機関等と連携して、企業が抱える課題や人材育成ニーズに対応した訓練を実施します。

○ものづくりに関する訓練：能力開発セミナー

企業等の在職者の方々を対象に、“ものづくり分野”を主とした技術・技能のスキルアップを目的に「能力開発セミナー」を実施しています。

能力開発セミナーは、働きながら、学びやすいように、訓練期間は2日～5日程度と比較的短期の日程で設定しています。

ぜひ、能力開発セミナーを貴社の人材育成にお役立てください。

また、日程が合わない、機器や場所が不足している、自社（業界等）の目的に合った内容にしたい等のご要望に対応するため、事業主の方にはオーダーメイドの能力開発セミナーのご相談も承っております。

③事業主団体及び事業内職業訓練等援助業務（専門分野の指導員（講師等）派遣、施設整備の貸し出し）

当センター専門講師による指導技法の助言、カリキュラム作成のお手伝い、講師の派遣などを行っております。

また、地域のコミュニティ施設として、主に従業員の方の教育訓練や研修等の目的で施設・設備の貸し出しを行っております。

今後の目標

（地域のニーズに応えられる公共サービスを目指して！）

これまで多くの修了生を輩出し、職業訓練で得たスキルをベースに、地域の様々な分野で活躍しています。

また、函館地域の各団体や事業主の方には、人材育成や生産性向上の支援に携わり、微力ながら地域の活性化の手助けを行ってまいりました。

これからも函館地域の社会情勢の変化を的確に捉え、地域のために出来ること、地域のニーズに応えられるポリテクセンターを目指してまいります。地域に根差した当センターの公共サービスをご活用賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。（訓練課長 中谷 努）

ポリテクセンター函館

当センターは、高齢・障害・求職者雇用支援機構（「誰もが職業をととして社会参加できる共生社会」を目指し、高齢者や障害者、求職者等の方々に対する様々な雇用支援施策を国に代わって実施する厚生労働省所管の独立行政法人）により、全国63か所に設置されている「職業能力開発促進センター、訓練センター」（愛称：ポリテクセンター）の一つとして、離職者の方々に再就職のためのハロートレーニング（公的職業訓練）を行う公共施設です。

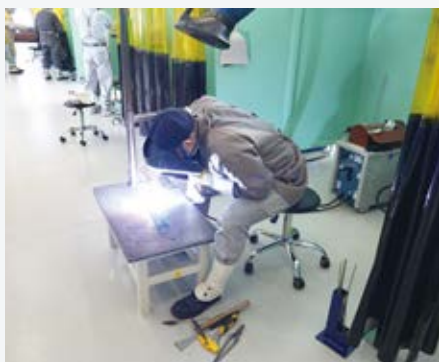
具体的には、当機構の事業のうち「職業能力開発の支援」の業務を行い、ものづくり分野を中心に、雇用のセーフティネットを担う職業訓練や、事業主の方を対象とした各種支援を実施しています。

主な業務内容

①求職者の早期再就職に向けた職業訓練（離職者訓練）の相談及び実施

再就職を目指す求職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即しものづくり分野に特化した専門的な技能・技術・知識を習得するための標準6か月のハロートレーニングを実施しています。

当センターでは、5つの訓練コース（ものづくり機械科、ビル管理技術科、住宅リフォーム技術科、電気設備技術科、ビジネスワーク科）があり、中でも、今年1月から新設された「ものづくり機械科」では、既存の科を再編し、「CADによる機械製図」や「機械加工」に加え、「被覆アーク溶接・構造物運搬」や「炭酸ガスアーク溶接」等の溶接技術や荷役作業を習得でき、造船業や建設業への就職を目指すカリキュラムになっています。



▲実習場には、16か所の溶接ブースを新設

ポリテクセンター函館

名称：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部
北海道職業能力開発促進センター 函館訓練センター
住所：函館市日吉町3丁目23番1号
TEL：0138-52-0323
FAX：0138-52-0324
HP：<https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

皆様とともに、輝く未来へ新たな一歩を

あなたの ナイスパートナー 商工会議所に ご入会ください。

私たちは、地域総合経済団体として、
中小企業の活力強化と地方創生、相次ぐ
大規模自然災害やコロナ禍からの
経済再生を、全力で応援しています。

※皆様に安心をお届けする商工会議所保険制度
は、商工会議所に会員としてご入会いただくこと
が条件となります。



日常に潜む「もしも」に備えた充実のラインナップ 低廉な保険料でご加入いただける、会員のための商工会議所保険制度

新
型
コ
ロ
ナ
ウ
イ
ル
ス
感
染
症
に
よ
る
リ
ス
ク
も
補
償



ビジネス総合保険制度

●事業活動における賠償リスク、災害による
事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的
に補償します。

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、
一本化して加入可能
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設・事業遂行等)
リスクを総合的に補償
- 休業に関する補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 保健所指示などによる新型コロナウイルス感染症の消毒費用および消毒
に伴う営業休止にかかる損失を補償



業務災害補償プラン

●多様化・複雑化の傾向にある
「労災事故」から会社も従業員
もお守りします。

- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
- パート・アルバイト、派遣、委託作業者のほか、下請負人の補償
にも加入可能
- 政府労災で認定された業務・通勤による精神障害、脳・心疾患
や新型コロナウイルス感染症などの疾病、自殺などを補償



休業補償プラン

●経営者本人とその従業員が、病気
やケガで働けなくなった場合に、
収入の減少部分を補います。

- 入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- 就業外での病気(新型コロナウイルス感染症・
新型インフルエンザ含む)・ケガまで補償
- 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 天災(地震・噴火・津波など)によるケガも補償



輸出品などの海外におけるPLリスク、リコールリスクに備えるなら

中小企業海外PL保険制度

海外取引先の債権回収不能リスクに備えるなら

輸出取引信用保険制度

海外での知財訴訟リスクに備えるなら

海外知財訴訟費用保険制度

個人・法人の情報漏えいリスクに備えるなら

情報漏えい賠償責任保険制度～サイバーリスク補償型

海外での安全確保に備えるなら

海外危機対策プラン

※この商品は保険ではありません。



「もしも」や「まさか」に備えて安心

生命共済制度

従業員の退職金を、計画的に積み立てる

特定退職金共済制度

保険制度HP <https://www.ishigakiservice.jp/>

制度運営 日本商工会議所

お問い合わせ先 各地商工会議所



引受保険会社	ビジネス総合保険制度	業務災害補償プラン	休業補償プラン	中小企業海外PL保険制度	輸出取引信用保険制度	海外知財訴訟費用保険制度	情報漏えい賠償責任保険制度
東京海上日動火災保険株式会社	事業活動総合保険	業務災害総合保険	団体総合生活保険	英文生産物賠償責任保険	取引信用保険 (輸出取引・中小企業用)	知的財産権訴訟費用保険	専門事業者賠償責任保険
損害保険ジャパン株式会社	事業活動総合保険	事業活動総合保険	所得補償保険、団体長期障害所得補償保険 傷害総合保険、新・団体医療保険	生産物賠償責任保険 (海外PL保険)	輸出取引信用保険	知的財産権訴訟費用保険	
三井住友海上火災保険株式会社	企業総合賠償責任保険 建設業総合賠償責任保険	業務災害補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険	海外生産物賠償責任保険	輸出取引信用保険	知的財産権訴訟費用保険	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	タフビズ賠償総合保険 タフビズ建設業総合保険	タフビズ業務災害補償保険 (業務災害補償保険)	所得補償保険団体契約 (天災危険補償特約(所得補償保険用)セット) GLTD(団体長期障害所得補償保険)	—	—	—	
大同火災海上保険株式会社	賠償総合保険	業務災害補償保険	—	—	—	—	
共栄火災海上保険株式会社	—	—	—	—	—	—	—

●上記内容は商工会議所保険制度の概要についてご紹介したものです。各保険の商品名や補償内容、取扱商品は引受保険会社により異なります。保険内容は各保険会社のパンフレットまたは重要事項説明書をご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたらお近くの代理店、お問い合わせ先にご連絡ください。●本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービスが日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●商工会議所では、このほかにも各種共済制度を取り扱っております。また、商工会議所によっては一部の保険制度・特約を取扱っていない場合もあります。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。

会議所のうごき

農水産部会幹事会

去る2月14日、函館市国際水産・海洋総合研究センターにおいて、標記部会幹事会を村瀬副会頭、高野部会長はじめ3名が出席し開催しました。

当日は、函館市農林水産部水産課漁業活性化対策担当の大野課長より「函館市の魚類等養殖の取り組みについて」近年、海洋環境の変化等により主要水産物（スルメイカ、サケ、天然コンブ等）の長引く不漁を背景に養殖の事業化に向け着手したという経緯とその取り組み概要、またこの度、キングサーモンとマコンブの完全養殖の確立を目指す事業が内閣府の「地方大学・地域産業創生交付金事業」に採択されたことについて説明されました。

続いて（一財）函館国際水産・海洋都市推進機構の嵯峨機構長より「キングサーモン養殖に関する取り組みについて」国内外先進地域でのサケ・マス類養殖事業化の事例をもとに、高価値で取引されるブランド力と、他地域との差別化を図れること等からキングサーモンが選定されたことについて触れ、同

時に完全養殖の難しさや中間育成施設の必要性等についても説明された後、出席者との質疑応答が行われました。

嵯峨機構長からは、今後も状況報告や意見交換の機会を設けていただき、水産業界を中心に経済界との連携・協力を強化して同事業を進めていきたい旨の発言があり、当地域の主要産業である水産業の更なる活性化に向け、あらためて事業化の重要性を知る有意義な機会となりました。



▲熱心に聴講する出席者

総務委員会

去る3月4日、総務委員会をオンライン形式で開催し、辻委員長をはじめ、委員2名が参加しました。

会議では、通常議員総会への提出議案である、令和4年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)について、事務局から6つの基本方針と5つの重点項目を中心に説明がなされ、協議・最終調整を行いました。

出席した委員は、この他にも、今後の会議所活動等について、意見交換しました。



▲今後の活動について意見交換を行う様子

北海道商工会議所連合会 正副会頭・委員長による政策懇談会

去る2月2日、北海道商工会議所連合会の会頭・副会頭・委員長による政策懇談会がオンラインにて開催され、本所より久保会頭（同連合会 副会頭）並びに酒井専務理事が参加し、同連合会の令和4年度事業計画について議論しました。

新年度事業では、新型コロナウイルスの感染防止と社会経済活動をより高いレベルで両立させ、現下の苦境からの反転攻勢を目指し、引き続き事業者の事業継続・経営支援に全力を挙げるとともに、地域創生の実現並びに北海道経済の再成長に向けた下記9つの重点項目事業を、全道42会議所が一体となり取り組むことを決議しました。

当事業計画案は、今月開催予定の同連合会常議員会・会員総合合同会議に上程されます。

【重点項目】

1. 感染防止と社会経済活動の両立に向けた諸施策の展開
2. 北海道経済再生に向けた成長戦略の実行
3. 中小・小規模事業者の経営基盤強化並びに働き方改革の推進
4. 産業戦略対策の推進
5. 観光振興対策の推進
6. 食関連産業振興対策の推進
7. 地域を支える社会基盤整備の促進
8. 各地商工会議所の組織・運営基盤強化
9. 期成会等活動の推進

新型コロナウイルスワクチン 職域追加接種(3回目)実施について

本所では、標記3回目の追加接種につきまして、下記のとおり実施いたしますので、ご希望の会員事業所におかれましては接種者をお取纏めいただき、ご予約くださいますようお願いいたします。

【実施概要】

- ◆接種会場：函館市医師会健診検査センター
(函館市田家町5-16)
- ◆ワクチン：武田／モデルナ社製
- ◆接種開始：4月9日(土)から
毎週土曜日(半日)・日曜日(1日)
- ◆接種対象：会員事業所の「従業員」とその「家族」
※2回接種後から6カ月以上経過し、お住まいの市町村から『接種券付与診票』が届いた方
- ◆年齢：18歳以上
- ※必ず当日『接種券付与診票』をご持参頂くことが条件となります
- ◆お申込み：「事業所単位」とし、関連会社やグループ会社についてはあくまで会員事業所が申込者として取り纏めを行っていただきます。“組合”や“業界団体”が本所会員の場合も同様です。ご案内の【申込み方法】に沿ってご予約ください。

なお、申込方法等の詳細は3月3日付で会員事業所の皆様へ郵送いたしましたご案内、または本所ホームページ（URL：<https://www.hakodate.cci.or.jp/>）をご確認ください。

【お問い合わせ】

職域接種健診センター会場 事務局
TEL：0138-83-6002
(平日(月～金) 9:00～17:00)
FAX：0138-86-7550
Mail：yoyaku@hakodate-shokuiki.com

激動の幕末、最後の武士達の希望—星形の城・五稜郭



二百六十年の幕藩封建体制に終止符を打つ契機となった「開国」。五稜郭は、「開国」に伴い開港場となった函館に徳川幕府が築いた、幕府の権威を象徴する、我が国最大の西洋式の要塞です。しかし時代の流れは「大政奉還」「王政復古」を経て、日本最後で最大の内戦「戊辰戦争」に突入。五稜郭は徳川の侍たちの最後の抵抗拠点として、明治維新の歴史に刻まれているのです。星形の城—五稜郭で、最後の武士(もののふ)達に思いを馳せてみませんか。

五稜郭タワーの最新情報は、公式ウェブサイト、Facebook・Instagramから発信しています☆
www.goryokaku-tower.co.jp



五稜郭タワー

函館市五稜郭町43-9 TEL0138-51-4785

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

■給付対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

→①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となります。

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

■給付額

中小法人等：上限最大250万円 個人事業者等：上限最大50万円

算出式：給付額＝(基準期間※の売上高)－(対象月の売上高)×5か月分

※「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

■申請方法

1. インターネットによるオンライン申請で、メールアドレスが必要です。PCやスマートフォンのメールアドレスをお持ちでない場合は、フリーメールの利用を検討して下さい
2. 既に昨年の「一時支援金」「月次支援金」受給済の方は、下記3以降の手順は不要で、その際に使用した「申請ID」でポータルサイト内「マイページ」にログインし申請が出来ます。この「事業復活支援金」に初めて申請する方は、まず最初にポータルサイトに基本項目を入力登録し「申請ID」を取得します
3. 申請IDの取得に続き、営業実態に関する「事前確認」手続きが必要です。お手元に「申請ID」、法人の場合は「法人番号」、「所定の宣誓・同意書」（ポータルサイトからPDFファイルをダウンロードして印刷）をご用意下さい
4. 会員事業所の方は、当所で「事前確認」を行います（手数料等は不要）。パソコンからインターネット検索で「函館商工会議所 事前確認」と検索入力して表示されたページに記載のPDFファイルを印刷して頂くか、パソコンが利用できない場合は**0138-23-1181経営支援課へ電話**にてご請求下さい
5. 上記4のチェックシート記入の際は商議所の会員番号が必要ですので、当所あて「事前確認を依頼したい」とお電話下さい。その際に会員番号をお伝えします
6. チェックシートA(1枚)を全て確認・記入後、FAX・郵送・窓口持参のいずれかで提出願います
7. 当所で内容確認を行い申請事務局へ確認済通知を発行し、その旨を事業所の代表者様へ連絡いたします。申請者様はポータルサイトから本申請に進みます

■申請期間

令和4年1月31日(月)～5月31日(火)24時【事前確認期限は5月26日(木)】

→本制度の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
(URL: <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>)

お問い合わせ先：事業復活支援金事務局 相談窓口
【申請者専用】TEL：0120-789-140 8：30～19：00（土日、祝日を含む全日対応）

函館地域で営業を行っている飲食店等向け

まん延防止等重点措置協力支援金【令和4年1～2月分】

■要請期間：令和4年1月27日(木)（遅くとも1月29日(土)）から2月20日(日)までの全ての期間(最大25日間)にご協力いただくことが必要です。

※まん延防止等重点措置協力支援金【令和4年2～3月分】(要請期間：令和4年2月21日(月)から3月6日(日)までの全ての期間(14日間) 営業時間の短縮等に伴う協力支援金)についての詳細は、北海道ホームページをご確認ください。

■対象施設：	飲食店	食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
	遊興施設	キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設（店舗）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
	結婚式場	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等（披露宴等を行うホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）も含む）

<次の施設（店舗）は要請（協力支援金）の対象外>

●宅配・テイクアウト専門店 ●イートインスペースがあるスーパーやコンビニ ●移動販売車や屋台、露店 ●宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店 ●マンガ喫茶やネットカフェなど、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（店舗） ●社員のみが利用する社員食堂 等

■要請内容：北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）の認証の有無によって、要請期間における要請内容が異なります。

<認証店> ○全ての期間において、次のAまたはBいずれか一方の要請に応じる（※当初の選択は変更不可）

A	営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む。以下同じ。）を11時～20時とする
B	営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない

●要請内容Aに協力いただいた第三者認証店＝「認証店A」 ●要請内容Bに協力いただいた第三者認証店＝「認証店B」

<非認証店> ○全ての期間において、営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない

要請対象施設のうち要請期間の全てにおいて、次の「★」印がついた要請に応じた施設（店舗）

従来(通常)の営業時間	第三者認証店	支給対象	第三者認証店以外	支給対象
20時までの店舗	●20時までの通常営業	×	●20時までの通常営業（酒類提供停止（持込含む））	×
20時を超えて21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択変更不可) ★ ■21時までの通常営業 B 20時までの時短営業(酒類提供停止(持込含む))	×	★ ■20時までの時短営業(酒類提供停止(持込含む))	○
21時を超える店舗	次のいずれかを選択(当初の選択変更不可) ※21時を超える営業は不可 ★ A 21時までの時短営業(酒類提供11～20時まで) ★ B 20時までの時短営業(酒類提供停止(持込含む))	○	※20時を超える営業は不可	○
共通	- 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする - 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 - カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う			

■主な支給要件： ○協力開始が1月27日(木)よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります(例えば、1月28日(金)からご協力いただいた場合は、1日分減額となります)。なお、1月30日(日)以降からご協力いただいた場合には、協力支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

○対象施設については、要請期間の前日(1月26日(水))までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「菓子製造許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは不可)を取得しており、かつ、要請開始前から営業実態がある施設(店舗)が対象です。

○本協力支援金は、従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象となります。(従来から20時までに閉店している店舗は支給対象とはなりません。)

<注 意> 従来から21時までに閉店している認証店は、上記Aの「営業時間を5時～21時の間に短縮」の要請への対応を実施しないため、上記Bの取組を行う場合に限り本協力支援金の対象となります。

■申請期間：令和4年2月21日(月)から3月31日(木)まで【当日消印有効】※期間を過ぎたものは受け付けません

■協力支援金額： 1施設(店舗)1日あたりの協力支援金額(※) × 要請に応じた日数(23～25日間)

※施設(店舗)ごとに企業規模や売上高に応じて算出した金額(下表参照)

〈認証店A〉（営業時間を5時から21時の間に短縮し、かつ 酒類の提供を11時から20時までとした場合）

2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当りの売上高	～8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業・個人事業者	売上高方式 2.5万円/日	2.5～7.5万円/日(1日当りの売上高の3割)	7.5万円/日
大企業	売上高減少方式 計算式 上限額	2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当りの売上高減少額×0.4 20万円/日 又は 2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当りの売上高×0.3のうち、いずれか低い額	

〈認証店B〉（営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供（持込を含む）を行わない場合）

〈非認証店〉（営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供（持込を含む）を行わない場合）

2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当りの売上高	～7万5千円以下	7万5千円超～25万円以下	25万円超～
中小企業・個人事業者	売上高方式 3万円/日	3～10万円/日(1日当たりの売上高の4割)	10万円/日
大企業	売上高減少方式 計算式 上限額	2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当たりの売上高減少額×0.4 20万円/日	

(全期間(25日間)において
ご協力いただいた場合の支援金額)

	中小企業・個人事業者	大企業
認証店A	62.5万円～187.5万円	最大500万円
認証店B	75万円～140万円	最大500万円
非認証店	75万円～140万円	最大500万円

➡申請方法等の詳細については、ホームページをご確認ください。
(URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>)

お問い合わせ先：北海道感染防止対策協力支援金事務局 TEL：011-350-7377 (受付時間：8：45～17：30)

あなたも商工会議所の活動に参加してみませんか？

～ 函館商工会議所 青年部・女性会 ～

青年部 若手経営者の知恵と行動力を結集し、一緒に街づくりを推進しませんか？

■ **入会条件**：函館商工会議所会員事業所の経営者・後継者および幹部社員で、満50歳までの方。1事業所につき1名とし、推薦人が必要です。

■ **年会費**：30,000円 ■ **会員数**：99名(2/28現在)

◆ こんな活動を行っています ◆

今年で創立20周年を迎える本所青年部では、地域文化振興事業である「はこだてカルチャーナイト」の開催や、「函館マラソン大会」のエイド運営協力及び1万人規模の大会への拡大を目指した提言活動をはじめ、地域を支える青年経済人として、活力あふれる函館の未来を創ることができるよう、様々な活動に取り組んでいます。

また、定期的な例会を通じて、会員相互の交流はもちろんのこと、観光資源発掘等を目的とした視察や、函館の観光について考えるディスカッション等、社内の通常業務では体験できないことを経験できるのも青年部活動の魅力です。

◆ 会員になるとこんなメリットがあります!! ◆

- 異業種の経営者との人脈形成による視野とネットワークの拡大や新たなビジネスチャンスの創出
- 講演会や研修会等を通じた自身のスキルアップ

函館商工会議所青年部サイト <http://www.hakodate.yeg.jp/>

お問い合わせ：地域振興課 TEL：0138-23-1181



函館カルチャーナイト



通常総会・懇親会

女性会 女性ならではの視点を活かして、地域貢献しませんか？

■ **入会条件**：函館商工会議所会員事業所の経営者および経営に携わる女性の方で、年齢は問いません。推薦人が必要です。

■ **年会費**：20,000円 ■ **会員数**：38名(2/28現在)

◆ こんな活動を行っています ◆

本所女性会では、会員同士の交流や自己研鑽、地域貢献を目的とした例会を随時開催しています。函館市の公園緑化推進に資することを目的とし、函館駅前ビルの花壇に花を植える「植栽活動」、冬期函館観光の柱であるはこだてクリスマスファンタジーを盛り上げることを目的に開催し、会費の一部で、はこだてクリスマスファンタジー実行委員会への運営寄付金や、NPO法人ウィメンズネット函館子どもサポートふわっとへのクリスマスプレゼントを贈呈する「クリスマスチャリティパーティー」、北海道大学大学院水産科学院女子大学院生に対し就学支援を行う「子育て事業」等、女性ならではのしなやかな視点・発想で地域貢献に繋がる活動を行っています。



函館駅前に鮮やかな花を添える
植栽活動



第53回 全国商工会議所女性会連合会
オンライン総会 函館会場
全国商工会議所女性会連合会
オンライン総会に参加

お問い合わせ：総務課 TEL：0138-23-1181

銭亀沢地区青年部・女性部

■ **青年部入会条件**：函館商工会議所会員事業所の経営者・後継者および幹部社員の男性で、満55歳以下の方。

■ **青年部年会費**：7,000円 ■ **会員数**：8名(2/28現在)

■ **女性部入会条件**：函館商工会議所会員事業所の経営者および経営に携わる女性の方で、年齢は問いません。

■ **女性部年会費**：2,000円 ■ **会員数**：24名(2/28現在)

◆ こんな活動を行っています ◆

本所銭亀沢地区青年部・女性部では、地域活性化に繋げるイベントとして毎年約1,000人が参加の「銭亀バーベキュー祭り」をはじめ、手作りマスコットと交通安全メッセージを添えたポケットティッシュをドライバーに配布する交通安全運動や、会員同士の研鑽と相互の親睦を目的とした講習会や視察研修などの事業活動を行っています。



秋の交通安全運動に合わせた呼びかけ



賑わいを見せる銭亀バーベキュー祭り

お問い合わせ：銭亀沢支所 TEL：0138-23-1185

ご入会方法等については、担当課まで気軽にお問い合わせ下さい。

函館歴史文化観光検定-(はこだて検定) 学習ツールリニューアルのお知らせ

この検定は「知れば知るほど、この街が好き」をテーマに、お陰様で今年で第17回目の施行を迎えます。これからも多くの皆様に検定を活用し、函館・道南の魅力を伝えてほしいと願っております。

改訂発売

公式テキストブック 第8版

◎2022年3月1日より本所窓口・各書店・東商サポート&サービスにて発売開始します

◎価格
2,200円(税込)

このテキストでは…

函館・道南についての歴史・文化・産業・地理・観光・人々の暮らしなど、地域の魅力を一連の流れとして分かりやすくまとめております。ぜひこのテキストで当地域が持つ、たくさんの“ストーリー”に触れ、その魅力を多くの人に伝え、学んだ知識を仕事でご活用ください！

【主な変更点】

- ・学習内容のカテゴリーを整理し、読みやすい文書構成へ変更しました
- ・グラフデータや時事トピックスを現在の実情に即して追加・更新しました
- ・第7章「観光ガイド&ナビゲート」の情報をコンパクトに収録しました

祝
世界遺産

史跡大船遺跡

函館で撮影された映画情報

はこだて検定過去問題

◎2022年4月より本所窓口にて販売開始します

従来販売しておりました「はこだて検定過去問題集」を変更し、各施行回ごとに「はこだて検定過去問題」として販売します。上記テキスト学んだ内容を、過去問題を解きアウトプットすることで、検定合格される方が多くいらっしゃいます。

ぜひ検定合格を目指し、過去問題をご活用ください！

Change

はこだて検定過去問題(初級/上級)

【収録】過去問題を各回ごとに販売(直近3回分)

【販売開始】令和4年4月1日～

【価格】110円(税込)※各回

第17回函館歴史文化観光検定

【施行日】令和4年11月6日(日)

【申込期間】8月15日(月)～9月30日(金)

【受験料】初級3,200円(税込) 上級5,000円(税込)

※各種割引制度有

検定の詳細は後日検定HPでお知らせします

令和4年度 定期健康診断割引制度

函館商工会議所
会員限定!!

会員皆様の健康管理の充実、そして、健康増進に向けた意識を高めていただくため、令和4年度も定期健康診断の割引サービスを行います。

詳しくは
函館商工会議所企画情報課
(Tel 0138-23-1181)まで

パンフレット同封

健診内容	法定健診		生活習慣病予防健診	
	Aコース	Bコース	一般健診	付加健診
会員健診料(税込み)	2,100円	5,600円	協会けんぽ加入者 負担 6,200円	協会けんぽ加入者 負担 10,500円
通常健診料(税込み)	3,850円	7,700円	※ 18,865円	※ 28,468円

※協会けんぽ加入者の一般健診受診者負担額は「7,169円」、一般+付加健診の負担額は「11,971円」です。

※割引額の上限は、1会員事業所あたり年間で30,000円までです。

新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございます

事業所名	主な営業内容
ケマナイ構造設計	建築設計業
(株)北海道ダイビングサービス	潜水器材販売・点検・修理業他
お食事処 すずの音	飲食業
スタンド Paddock・U	飲食業

※掲載をご承諾いただいた会員様のみご紹介させていただいております。

(順不同、敬称略)

新入会員募集中!

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。

会員事業所の皆様におかれましては、お知り合い、関係先の事業所を是非ご推薦、ご紹介賜りますようお願いいたします。

年会費

個人事業主 12,000円(2口)以上
法人・団体 24,000円(4口)以上

口数は1口/6,000円で、入会金は不要です。
なお、会費は全額経費として損金処理ができます。

入会資格

個人、法人、規模、業種を問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。さらに、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・士業サービス業等の方もご加入することができます。

お問い合わせ：企画情報課 TEL:0138-23-1181

中小企業経営に関するご相談は 中小機構 函館オフィスへ!

さまざまな課題解決のためのワンストップサービス拠点です!

専門家による無料経営相談実施中! 毎月第2金曜日



まずはお気軽に
お問合せください。

中小企業基盤整備機構 北海道本部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1-1-7
ORE札幌ビル6F
TEL 011(210)7470

中小企業基盤整備機構 函館オフィス

〒040-0063 函館市若松町7-15
函館商工会議所ビル2F
TEL 0138(24)6600

詳細はインターネットで

中小 北海道

検索





「同感と共感の違いを明確に」

よかれと思って発したひと言が、相手を不快にさせてしまうことがあります。「そんなつもりはなかった」と弁解したところで、残念ながら発した言葉は取り消すことができません。また、悪意はないのに相手を傷付けてしまうことほど不本意なものはありません。メンタル不調を来す最大の原因でもある身近な人間関係。ふとしたひと言が信頼関係を壊し、軋轢（あつれき）を生んでしまうことのないよう、ポイントをお伝えしたいと思います。

人は、誰しも自分の枠組みで物事を捉えています。例えば人の話を聞く際に、自分の経験と照らし合わせ「きっとこうに違いない」という枠組みの中で話を聞き、発言してしまいがちです。さも分かったような気になって発言しやすいのが、「分かります」（同感）「きっと〇〇ですね」（決めつけ）「こうした方が絶対によいです」（指示）といった、相手を尊重していない自分本位の関わり方です。さらには、「自分だったらこうします」と自分の話にすり替えてしまいやすく始末に負えません。相手の話を受け止めて、相手を尊重するには、「私」目線ではなく、「あなた」目線で関わるこ

が重要です。「（私には）分かります」（同感）ではなく、「（あなたが）そう感じるのですね」（共感）という意識を持つことです。

特に、「あなたのために思って」と前置きをするような助言は、知らず知らずのうちに、相手がコントロールされているような気持ちになります。伝えたい気持ちが強ければ強いほど、こうしたことが起こりやすいので注意したいところです。表面上の会話で分かったつもりにならずに、相手の気持ちに耳を傾けてしっかり受け止め、「〇〇なんですね」と具体的に相手が話したことを言葉にして伝え返すことが大切です。余計な言葉を付け加えずとも、そのままを受け止めることが信頼関係を育みます。その上でこちらの意向を伝えることができれば、真に分かり合える関係を築くことができますと確信します。

日本メンタルアップ支援機構 代表理事

大野 萌子



おおの もえこ
大野 萌子

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、産業カウンセラー、2級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。現在は防衛省、文部科学省などの官公庁をはじめ、大手企業、大学、医療機関などで年間120件以上の講演・研修を行い、机上の空論ではない「生きたメンタルヘルス対策」を提供している。著書に『よい一言と悪い一言を好かれるセリフに変える言い換え図鑑』（サンマーク出版）ほか多数。



言葉の力

さあそろそろ行きますか。

躍進していきますか。

躍進しましょう。

書道家 武田 双雲

たけだ そううん
武田 双雲

1975年熊本生まれ。東京理科大学卒業後、N.T.T.に就職。約3年後に書道家として独立。NHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など、数々の題字を手掛ける。講演活動やメディア出演のオファーも多数。ベストセラーの『ポジティブの教科書』のほか、著書は50冊を超える。2013年度文化庁から文化交流使に任命され、ベトナム・インドネシアにて、書道ワークショップを開催。17年にはワルシャワ大学にて講演など、世界各国で活動する。近年、現代アーティストとして創作活動を開始し、15年カリフォルニアにて、アメリカ初個展、19年アートフェスティバルに出席。20年には、ドイツ、代官山ヒルサイドフォーラム、日本橋三越、大丸松坂屋（京都店・心斎橋店）、GINZA SIX、伊勢丹新宿店にて、個展を開催し、盛況を博す。



電気工事・電気通信工事・消防施設工事 特定建設業

●電気設計施工管理 ●高圧受変電設備 ●動力設備 ●電灯設備 ●通信設備 ●消防設備 ●ロードヒーティング設備

早くて確実な対応、信頼と安心の電気設備を提供します。
豊かな知識と経験を活かして、社会に貢献します。



株式
会社

シマデン産業

【本 社】〒041-0851 函館市本通3丁目27番16号
TEL(0138)54-2447 FAX(0138)54-2491
HP <http://www.shimaden-s.com>



ホームページQRコード

青森商工会議所会員事業所のご紹介

青森商工会議所会報『かけはし2月号「商工プラザ」』より会員事業所の取り組みを紹介します。

商工プラザ

NPO法人 青森県就労支援事業者機構
会長（保護司）川嶋 勝美 さん



過ちを犯した人たちの立ち直りの決め手とも言える「就労支援」に貢献

「県内の経済団体や事業者のご協力を得て、犯罪・非行に走った人たちの就労支援などを行い、再犯のない安全・安心な明るい社会の実現を目指して活動しています」一過ちを犯した人を優しく包みこむような柔らかな表情でこう語る。機構が設立して今年で12年目。「設立当時、県更生保護協会常務理事を務めていた関係で、機構の方もお手伝いすることに。振り返ると、手探り状態だったのに加え、この頃、自らのすい臓がんが見つかり、がん闘病中ながらの無我夢中の日々。周りの関係者に助けられ、ここまでやってきました」。2019年に三代目会長に就任。

犯罪や非行をした人の就労支援はなぜ必要なのか一酢谷奈保子事務局長は「受刑者の約7割が犯罪時に無職であったと言います。安全・安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行に走った人が職に就き、責任ある社会生活を営むことを支援することが重要です。当機構は保護観察所から就労支援依頼を受け、対象者に希望職種を聞いた上で雇用協力事業者と面接、早期就労できるよう働き掛けをしています」と話す。

円滑な就労支援のためには協力雇用主（前歴のため職に就くことが難しい刑務所出所者等を雇用、改善更生に協力する民間事業主）の拡充が課題。近年、地方自治体の間で公共工事等の競争入札において、協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっている。「本県でも令和2年以降、県、青森市、弘前市、八戸市などで導入が進んでいます。こうした動きが後押しとなり、



「一日も早くコロナが終息し、制約を受けている啓もう活動が普通に出来るようになる日が来るのを願っています」と、口をそろえる川嶋会長（右）と酢谷事務局長

協力雇用主の登録数は増加傾向にあります」。

これまでに更生保護の先進地である長崎や島根などを視察、新しい発見があったと話す。「本県の場合、更生保護事業について社会の理解度はまだまだ不十分で、啓もう活動の大切さを痛感しています。更生保護の大きな柱は『更生』と『再犯防止』。県は昨年、『再犯防止推進計画』を策定しました。更生保護に取り組む上で大きな一歩です。コロナ禍で活動にさまざまな制約が生じていますが、地道な活動を通して、犯罪のない明るい社会の実現に貢献していきます」。

「余命宣告」から「奇跡の回復」へ。川嶋さんが綴ったがん闘病記は読む人に勇気を与えている。「すい臓がんから生還することが出来た。残りの人生は社会のために使いたい」。70歳を過ぎて今なお意気軒高。最後に「花を咲かせるのはこれから」と口にした。

問い合わせ先

青森市長島1-3-28 更生保護施設プラザあすなろ内 TEL 017-763-0763



龍文堂印刷株式会社

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号

TEL (0138) 53-2231(代) FAX (0138) 53-4355

URL: <http://www.ryubun-do.co.jp/> E-mail: info@ryubun-do.co.jp

羽ばたかせます あなたのイメージ。

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

社員全員が家族や友人の如く。支えあい。
かけがえのない生命保険がある。
実は日本の会社99%は中小企業です。
それらの会社には家族や子供、結婚、希望、喜び、誇り、
つらさ、悲しみ、いつの日か叶えたい願いが詰まっています。
大同生命は経営者向け保険のスペシャリスト。
そして半世紀にわたって、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一の時の自給に
しっかりと寄り添い、支えたいという思いです。
現在「契約している」企業数は約37万社。
「多数は大同生命への信頼が証となり、責任の重さを背負っています。
大きな変化と巡るこれらの時代には、会社を守り
みんなと進んでいかなければならぬのだからこそ、
私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DŌTŌ** 大同生命

北海道支社 函館営業所/北海道函館市若松町7-16 TEL 0138-23-4541

令和四年三月十日発行(毎月一回十日発行)

3月号

函館商工会議所報 編集兼
「ともえ」四五八号 発行人

酒井康次

函館市若松町七番十五号
電話(〇一三八)二三一一一八一

印刷所

龍文堂印刷株式会社
函館市日乃出町二十八番二号
電話(〇三八)五三三三三一代

頒価 二〇〇円
(購読料は会費に含まれます)

新しい働き方に。
さまざまな職場の課題にも。
リモートやオンライン、
テレワークの活用によって、
きっとポジティブな解決が見つかります。
ICT、情報通信技術で、地域とともに。
NTT東日本に、ご相談ください。

ICTる?

NTT東日本

【お問い合わせ先】NTT東日本・北海道 北海道南支店 ビジネスイノベーション部
〒040-0036 函館市東雲町14-8 NTT東雲ビル 受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

0120-438-000

©NTT東日本・北海道 北海道南支店は、函館の皆様のテレワークをサポートします。 K21-04211 [2203-2204]